

訪問看護医療情報連携加算 に伴うウェブサイト掲示について

2026年度診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションチャームでは、利用様により安全で質の高いサービスを提供するため、「訪問看護医療情報連携加算」を算定いたします。

●目的について

医師・訪問看護師・薬剤師・ケアマネージャーなどの医療・介護関係者が、ICTツール等を活用して診療情報を共有し、密接に連携することで、質の高い医療を提供できる体制を整えています。患者さまの病状の変化や治療内容、服薬状況などを関係職種間で共有することにより、より迅速かつ適切な対応が可能となります。

●算定内容

訪問看護医療情報連携加算 月 1 回に限り 1000 円

●対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方が対象です。

●主な連携機関

東京下町クリニック

おとどけ薬局江東店、おとどけ薬局墨田店、おとどけ薬局江戸川店

おとどけ薬局足立店、おとどけ薬局葛飾店

みよの台薬局在宅調剤センター篠崎店、みよの台薬局在宅調剤センター竹の塚店

みよの台薬局南砂店、みよの台薬局門前仲町店

本木薬局花畑店、本木薬局曳舟店

そうごう薬局在宅調剤センター青砥店

ニック大島薬局

わかばスター調剤薬局住吉店

田辺薬局西新井店

江相連相談支援センター

ハート花きりん計画相談

上記以外にも複数の事業所と連携しております。

●施設基準

(1) 在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。

(2) 診療情報等を活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) (1)に規定する連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

なお、情報共有にあたっては個人情報の取り扱いに十分配慮し、適切に管理いたします。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。